

ACSV MONTHLY LETTER

平成28年12月8日、「平成29年度税制改正大綱」が発表されました。配偶者控除の年収上限が事実上引き上げられましたが、所得税の抜本的な改革は先送りされました。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 中小企業の軽減税率を延長 法人税：減税

中小企業（資本金1億円以下の法人）の年800万円以下の所得金額に適用されている軽減税率（15%）は2年間延長され、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度までとされます。

	H28.4.1～	H29.4.1～	H31.4.1～
期末資本金1億円以下で 課税所得800万円以下	15%	15%	19%
期末資本金1億円または 課税所得800万円超の部分	23.4%	23.2%	23.2%

なお、法人住民税は、法人税額に約20%を乗じて計算されます。

● 所得拡大促進税制の拡充 法人税・個人所得税：減税

給与の支給額を増やした中小企業に対する所得拡大促進税制が拡充されます。

従来に加え、役員や役員の親族等を除く「国内雇用者」に対する給与等支給額が前期より増加し、かつ雇用保険対象の「国内雇用者」に対する平均給与等支給額が前期より2%以上増加した場合は、最大で給与等支給額の増加額×12%の税額控除を受けることが認められます。

なお、平成30年3月31日までの間に開始する事業年度までとされています。

● 配偶者特別控除の見直し 個人所得税：増減税

配偶者控除は配偶者の年収上限を給与収入で103万円から150万円に事実上引き上げられます。ただし納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には控除額は減少し、1,000万円を超えるとゼロになります。

この改正は平成30年分から適用されます。

（配偶者控除と配偶者特別控除の合計額：単位万円）

配偶者の 給与収入	納税者の合計所得金額			
	900以下	900超 950以下	950超 1,000以下	1,000超
～150	38	26	13	—
※150～201	36～3	24～2	12～1	—
201～	—	—	—	—

※控除額は段階的に減額されます。

● タワーマンションの固定資産税評価額の見直し その他税：増減税

タワーマンションとよばれる高層マンションは、高層階になればなるほど価格が上がるのが一般的です。固定資産税評価額は、単純にマンション一棟の評価額を各部屋の専有床面積で按分することとされていたため、高層階も低層階も床面積当たりの評価額は同額となります。

実勢価格に合わせた課税を行うため、居住用のタワーマンションで高さが60mを超えるものについて、高層階ほど高く低層階ほど低く評価額が算定されるよう見直しが行われます。

具体的には中間の階の評価額は現在と同じで、1階上がるごとに約0.26%ずつ税額が増えることになり、逆に1階下がるごとに約0.26%ずつ税額が減ることになります。よって40階建てであれば最上階は約5%の増加、最下階は約5%の減少になります。

この改正により固定資産税評価額を課税標準としている相続税、都市計画税、不動産取得税などにも影響することになります。

この改正は原則として平成30年度から新たに課税されるものに適用されます。

● その他の改正

- ・ ビールや日本酒は減税、発泡酒やワインは増税

ビール・発泡酒・第三のビールの酒税が段階的に税額差が縮まり、平成38年10月に統一されます。なお、日本酒とワインも同じ税額となります。

- ・ 積立型 NISA の創設

現行の NISA（少額上場株式等への非課税措置）は年間 120 万円・5 年間・最大 600 万円となっていますが、これを年間 40 万円・20 年間・最大 800 万円とする積立型 NISA が創設されます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

また、年末年始の休業は12月31日（土）から1月3日（火）です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。